

第27回寝屋川市障害者長期計画推進委員会 要旨

日 時 平成24年3月26日 13:15～14:50

場 所 市立総合センター4階第1研修室

出席委員 赤木委員 大澤委員 岸谷委員 北野委員長 朽見委員 菅原委員 仲井委員
西山委員 馬場委員 平山委員 梶田副委員長 向井委員 山村委員（名簿順）
[助言者] 江口さん 大西さん 芝田さん（今井さんが代理で出席） 村井さん
森下さん（名簿順）

欠席委員 小澤委員 飛山委員 富田さん（名簿順）

会議成立および傍聴の報告、資料の確認

1 開会あいさつ（北野委員長）

3月13日に新しい法律案が閣議決定された。国の障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会が昨年8月に骨格提言をしたが、厚生労働省は2月に後ろ向きの提案をしてきたので、与党、野党の議員の力も借りて協議を行い、「3年見直し法案」、「3年先送り法案」と揶揄される総合支援法になった。私たちが希望したことが3年の間に検討する方向が盛り込まれたことは、努力を多としたいが、期待はずれだったことは否めない。

基本的理念には、私たちが希望した共生社会を実現するための社会参加の機会の確保、地域社会における共生、社会的障壁の除去などが表現された。障害者の範囲についても難病の人を加えることは合意できた。ただし、加える疾病について、私たちは福祉的な支援が必要な人をすべて対象とするよう希望したが、政省令に委ねることになったので、分断されてしまう恐れもある。

私たちが求めたもののうち、明確に入れられたのは3つである。①重度訪問介護は知的障害や精神障害の人も対象になった。②ケアホームとグループホームが一元化された。③地域生活支援事業として手話通訳者等の養成や障害者本人や家族の活動への支援が追加された。しかし、それら以外で求めていた就労支援や日中活動全体の見直し、障害程度区分を含めた支給決定のあり方、コミュニケーション支援のあり方などは、3年間の検討に基づいて見直すものとして先送りされ、非常に悔しい思いをしている。この3年間にどこで検討するかが大事なので、国との戦いは続く。サービス基盤の計画的整備について、障害福祉計画や自立支援協議会への当事者や家族の参加が明確になり、過半数とは書かれていないが、多く参加することが基本であることが謳われた。また、国や都道府県の計画について定期的な点検と見直しが法定化され、問題があれば勧告も行う権限が障害者政策委員会等に与えられた。市町村も条例で制定する方向になっている。

施行日は平成25年の4月1日、重度訪問介護の対象拡大とケアホーム・グループホームの一元化は平成26年4月1日とされており、予算関連法案の審議が終わってすぐに解散されなければ、成立する見込みだと言われている。質問もあると思うが、これ以上に細かいことはまだ決まっていないので答えるのは難しい。

本日は会議の1時間30分に限られているので、まず、計画案を説明してほしい。

2 案件審議

(1) 寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）（案）について

（事務局 資料に基づき説明）

[補足事項]

・パブリックコメントは5人の方が提出された。計画を具体的にすすめていくうえでの疑問や

課題などであり、素案の修正は行わないが、ご意見をふまえて計画を推進していきたい。

- ・素案が確定した後に国の指針や府の考え方が示されたため、それらを受けて修正を行った。
- ・障害者自立支援法に基づく府との法定協議では、障害者の生活実態やニーズを十分把握するとともに計画をふまえ、障害福祉サービス等の計画的な基盤整備に努めるよう回答があった。
- ・この案を計画として決定するので、より実効性のあるものとして推進していくための議論を、本委員会や自立支援協議会等でお願いしたいと考えている。

(北野委員長)

本日は計画策定に関する最後の委員会なので、各委員の意見で反映されていないことなども含めて、質問や意見を出してほしい。

(馬場委員)

基幹相談支援センターは、具体的にどういうイメージなのか。

月の輪学院は年齢を超過した利用者が多く大変な課題を抱えているが、地域移行について、市としてどのように考えているのか。

(事務局)

平成24年度は「基幹的な機能をもつ相談支援センター」として、相談支援事業を委託する予定の3か所事業所と市直営の知的障害者福祉センターで担っていくよう考えており、当事者の方への支援と権利擁護に関すること、すぐには開始できないが総合的な相談ができる場所の設置等を含めて、すすめてきたい。

月の輪学院には、現在、措置で年齢超過の方も入所されているが、契約になっていくなかで、市としては福祉サービスを利用していただくかたちで支援することになる。

(馬場委員)

月の輪学院の年齢超過児は、本来は保護者がすべきバックアップができないため入所を続けているので、契約に移行するのにいろいろなハードルがあると思う。児童後見もあるが、市もできるだけバックアップし、サポートしてほしいと思う。

成年後見制度について、自治体によっては申立費用を補助しているが、寝屋川市はどうか。利用したいと思っても、経済的にできない人がたくさんいると思う。

(事務局)

成年後見は、市長申立の場合は申立費用と後見報酬を支給するよう予算化している。

月の輪学院の年齢超過児については、契約に移行できる方がかなりおられ、措置で残る方は数名と聞いているが、事業者と相談しながら各々の状況に応じて対応していきたい。

(岸谷委員)

短期入所について計画に入れてもらって感謝するが、徐々にという表現であり、私たちには3年は長い年月なので、またお願いをしていきたいと思う。進捗状況で短期入所の達成率が高いのは、他市の事業所を利用している人が多いからだと感じた。市内に事業所がないなかで、必要に応じた親のいろいろな努力があって実績が上がっていると思うので、市内に必要なということを再度お願いし、私たちも努力していかなければならないという気持ちでいる。

(北野委員長)

頑張ってやってほしいというご意見だと思うので、よろしくお願ひしたい。

(朽見委員)

障害児の制度が4月から大幅に変わる。先日の市議会では、保育所等訪問支援について従来の巡回相談と同じものだというニュアンスで答弁されていたと感じた。この点を確認したい。

(事務局)

現行の保育所等への巡回相談は年2回で、発達診断と発達相談を行っており、個別給付ではない。4月からの保育所等訪問支援は、個別給付としての保護者との契約が前提となり、回数も月2回程度、内容も集団適応のための療育指導であり、違うものだと認識している。

(朽見委員)

保育所等訪問支援は発達支援センターが実施する事業だが、巡回相談もあかつき・ひばり園が独自事業として実施していくと理解してよいか。

(事務局)

健康増進課、こども室、あかつき・ひばり園で実施し、あかつき・ひばり園は、園を経過して民間・公立の保育所と公立幼稚園に通っている児童を担当するよう計画している。

(北野委員長)

従来の巡回相談は、保育所等訪問支援とは別に実施するのか。

(事務局)

別に実施する。

(朽見委員)

保育所等訪問支援は、制度としては「等」のなかに支援学校、支援学級や学童保育も入っている。これまで、あかつき・ひばり園から学校や、特に私立幼稚園に行って助言するのは難しいと聞いていたが、保護者から要請があればセンターから行って実施するのか。

(北野委員長)

保護者と事業所が契約して利用するのを学校が拒否することは、法的に可能なのか。

(事務局)

制度としては朽見委員が言われたとおりである。まず相談を受け、そのなかで保育所等訪問支援の利用を希望されれば、制度的には学校などに出向いて実施することが可能だが、受け入れてもらえなければできない。他市の通園施設に聞いても、現実としては厳しいようである。

(北野委員長)

保護者と事業者が契約しても、学校等が拒否すれば行けないのか。

(事務局)

難しいのではないかと思う。

(朽見委員)

いままでも私立の壁があったが、せつかく新しい制度ができたのできっかけにはなると思う。私立の幼稚園がこの制度を知っているかどうか疑問なので、周知徹底するよう教育委員会にも要望した。なんとか突破してほしいと思うので、努力してほしい。

(北野委員長)

経営面から障害児を受け入れている幼稚園も多く、指導で苦労されていると思う。自立支援協議会の障害児部会などにも来てもらって協議していけば、幼稚園も助かると思うので、この事業の情報をうまく伝えてほしい。

(朽見委員)

どんぐり教室は発達支援事業に移行するが、これまでも市の早期発見・早期療育の一翼を担ってきた。児童発達支援事業の申請は民間の事業者からもたくさん出ていると聞いているが、どんぐり教室を中心した事業者の連絡会などを考えているのか。どんぐり教室は発達障害の子どもが多く利用されており、あかつき・ひばり園とともに非常に大きな役割を果たしていると思うが、中心的な役割を果たしていくよう位置づけるのか。

(事務局)

どんぐり教室は児童発達支援事業、あかつき・ひばり園は児童発達支援センターに移行するが、寝屋川市が発展させてきた早期発見・早期療育の基本的なシステムの大切なところを継承していきたいという方向性は、関係部局で一致している。どんぐり教室は、新たな児童発達支援事業への移行にあたって職員のレベルアップも図っていくよう職員研修を定期的に行い、発達障害に対応する力を強化していきたいと考えている。民間の事業者は放課後等デイサービスを希望するところが多いが、就学前の子どもを対象とした児童発達支援事業を実施する事業所も出てくる可能性があるため、民間事業者も含めた連携が大きな課題だと思っており、自立支

援協議会の障害児部会は、事業所の連絡会的なかたちからつくっていくことも検討している。

(馬場委員)

保育所等訪問支援についての学校等の反応について、大阪府が実施している虐待防止を目的として社会福祉士が入所施設を訪問する事業でも、拒否反応を示す施設もあるが、職員がいろいろなアドバイスを受けられてよかったという意見もある。すべての学校などが拒否するとは限らず、入り方によると思うので、はじめから「入れない」と思い込まないでほしい。

(北野委員長)

学校が本人の教育支援計画を立てるときに、保護者が「これまで支援を受けていたところにも入ってほしい」と言えば、学校が拒否することはあってはいけない。関係者を巻き込んで支援計画を立てるのはあたりまえなので、保護者がどのように言うかも関係してくると思う。

(大澤委員)

精神障害者の地域移行は、医療機関では取り組みがすすめられており、計画にも平成18年度から10人が退院して地域で自立して暮らしていると書かれているが、在宅で家族と生活している人にも、親が高齢化し、一人暮らしを考えている人がいる。そのための訓練の場も少しはあるが、実績はほとんど上がっていないと思う。グループホームも病院が経営するものが少しあるだけで、行き場がない。親戚にも面倒をみてもらえないので、いずれ一人暮らしをしないといけない人は結構おり、作業所にも行けない状態の人も含めて利用できるケアホームをつくっていくよう、市がバックアップしていく計画はないのか。

(北野委員長)

非常に重要な質問であり、できるだけ前向きな意見を聞かせてほしい。

(事務局)

今回の法改正で地域定着支援ができ、親元から独立して一人暮らしをする人の支援もできるかたちになった。昨年度からあおぞらで実施されているトライアルハウスの補助金は平成24年度も付くと聞いており、市としても地域で生活できるような体制を考えていきたい。ケアホームはバックアップする法人なども必要なので、制度を活用するよう情報提供などで協力しながら、要請していきたいと考えている。

(北野委員長)

地域定着支援は、在宅の人が家族と暮らしている時点から利用できるのか。また、地域で生活していくうえでの社会資源はどれくらいあるのか。

(事務局)

在宅で生活していて一人暮らしを希望する人などは、相談支援事業のなかで支援しているのが現状であり、地域定着支援がいつから使えるかについて国の通知はまだ出ていない。地域資源としては、トライアルハウスやショートステイが利用されており、今後は地域定着の予算が付くのでサービスも見込めると思う。

(北野委員長)

総合福祉部会では、在宅で家族と生活している人も地域移行支援の対象に含めるよう要望した。できるだけ柔軟に使えるように検討してほしいと思っている。

(西山委員)

難病については、計画のなかでは20ページに出てくるだけだが、ワンストップで対応できる相談窓口の確保などにも取り組んでもらうことが、サービスの利用を促進するうえでも重要な課題になっている。障害者総合支援法では対象に難病を加えることも謳われているが、市として取り組んでいくのか。

(北野委員長)

基幹的な相談支援センターで難病の相談を受け付けるなどのワンストップのしくみを、将来的に考えているのか。府との連携なども含めて、構想を説明してほしい。

(事務局)

現在は難病等の認定は保健所で行われており、市も連携してホームヘルプサービスや日常生活用具等のサービスを給付しているが、平成25年4月からは障害者の範囲に加えられるので、障害福祉サービスでフォローできると考えている。また、寝屋川市民たすけあいの会が難病の方への相談支援事業を始められると聞いており、基幹的な相談支援事業としてすすめていきたいと考えている。

(北野委員長)

保健所と基幹型の相談支援センターの保健・医療と福祉の面での連携は、どこの市でも非常に大事なテーマになってきているので、うまく連携できるシステムを構築してほしい。

(山村委員)

新しい法律案でも就労や日中活動は3年間先送りされたが、現実的な問題として、計画でも工賃向上の取り組みと数値目標が掲げられている。数値目標を書くことはいくらでもできるが、現実には基準となる20～22年度と比較しても厳しい状況で、消費税が上がれば今よりも落ち込むと思う。先日、市から施設協議会に電線のリサイクルの機械を販売する業者を紹介されたが、20～50万円の機械を購入しても仕事は保障されていない。また、利用者の作業能力に幅があり、マッチングできるかどうかポイントになるので、機械代金を回収するメドも立ちにくい。紹介する際にはそうしたことも考えてほしい。

(北野委員長)

その機械を導入して、工賃アップにつながると判断できるか。

(山村委員)

そういう判断は非常にしにくい。

(事務局)

山村委員が言われた事業所は、今までは捨てられていた銅線を再利用するための機械を開発し、現に枚方市や守口市の就労継続支援（B型）事業所と協力して実践されている。機械の購入に府の基金が活用でき、中度～重度の人が作業をされているとも聞いており、就労継続支援事業の生産性が上がりにくいという状況のなかで、参考になる取り組みのひとつだと思う。市内のいくつかの事業所が見学に行かれると聞いており、状況を見たり話を具体的に聞いて検討していただければよいと思っている。

(北野委員長)

初期投資を補助してもらえるしくみがあるのは、非常にありがたいと思う。

(山村委員)

基金はいつ切られるかわからない。府の工賃倍増プロジェクトも実はあまり上がっていないと聞いており、期待はしていない。

(北野委員長)

経営者として判断してほしい。

(山村委員)

これからは経営に相当なウエイトを置かないと、事業所の運営はままならないという現実がある。

(大西委員)

短期入所について、民間事業所に協力を求める場合は、市として補助してほしいと以前にもお願いした。この4月にオープンする特別養護老人ホームは、30床のうち1床を空けておくよう市から言われていると聞いたが、その1床について市は補助金を出すのか。また、障害者の施設で体験入所などに利用できる部屋をつかった場合はどうなのかを、明確にしてほしい。

精神障害者のケアホームについて、あおぞらは継続してやらざるを得ない状況になっており、国、府の補助金だけでなく、市としても援助するよう考えてもらわないといけない。

工賃倍増計画について、就労継続支援（B型）で20万円の機械を買って、何年でペイできる

と市は考えているのか。私は難しいと思う。国や府をあてにするだけでなく、機器を購入する場合に福祉基金を利用できないか。福祉基金はいくらあって、どのように運用されているのかも知りたい。社会福祉協議会の基金も3億円を目標にしているが、現実に困っていることに有効に使うよう、検討してもらえないか。

(北野委員長)

高齢分野では虐待防止法に基づいて緊急対応のための部屋を確保されているが、障害分野でも10月から虐待防止法が施行されるので、緊急対応のしくみを市としてキープしておかなければならなくなる。このことについてどのように考えているか。

(事務局)

大西委員がご指摘の施設は小規模特別養護老人ホームで、市が指定する施設なので、施設整備の際に通常の29床に加えて、シェルター用に1室を確保していただいている。なお、補助金は29床分であり、シェルターの確保は法人の社会的な役割としてお願いしている。

障害分野では、10月から施行される虐待防止法にあわせて、緊急的な一時避難のために、医療的なケアが必要なケースとその他のケースに対して各5泊分を、平成24年度予算で確保した。また、虐待を未然に防ぐよう、法律の啓発や周知も行っていきたい。

(北野委員長)

予算を取っていても、部屋をキープしていなければ入れないが、どうするのか。

(事務局)

緊急時にすぐに対応できる施設と契約することになっている。なお、各5泊分は緊急時の対応のためのものであり、その後はショートステイなどに切り替えていく。

(北野委員長)

ショートステイの人を追い出してでも、緊急の人を入れるということか。

(事務局)

入所施設は定員が削減され、部屋には十分な余裕があるので、確保は可能だと考えている。

(北野委員長)

西宮市では入所施設が埋まっているので、同じ状況ではないかと認識していた。

(大西委員)

契約できる施設が寝屋川市内にあるのか。

(事務局)

知的障害の人は隆光学園をお願いすることになっている。定員を減らされたので居室の確保は可能だが、緊急利用の場合の人員体制は示されていないので、確認しながら検討したい。身体障害の人の施設は枚方療育園を予定しており、枚方市の障害福祉課をお願いしている。

(北野委員長)

できれば市内で確保してもらえればよいと思う。

時間が迫っているが、他に意見はないか。なければ副委員長に全体の総括をお願いしたい。

3 閉会あいさつ (榊田副委員長)

今年度最後の委員会だったが、活発な意見をいただき感謝する。来週から4月になるが寒い日が続くので、身体に気をつけて頑張ってください、来年度もよろしくお願ひしたい。

(事務局)

本委員会は、来年度は1回開催する。日程が決まり次第お知らせするので、よろしくお願ひしたい。

(閉会)